

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則
の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正及びこれに伴う愛知県情報公開条例の一部改正に伴い、必要となる事項を規定するためである。

「愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則」の一部改正の概要

第1 改正の概要

行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）及びこれに伴う愛知県情報公開条例の一部改正（平成28年3月29日公布（予定）、同年4月1日施行）に伴う規定の整理

第2 主な改正内容（行政不服審査法の全部改正等に伴う規定の整理）

1 行政不服審査法の全部改正関係（様式第3、様式第4、様式第9及び様式第10関係）

- (1) 不服申立て期間の延長に伴う教示文言の整理
60日以内 ⇒ 3箇月以内
- (2) 不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されることに伴う用語の整理
異議申立てに対する決定 ⇒ 審査請求に対する裁決 等

(改正前)

	主な不服申立て先	最終的判断の用語
異議申立て	行政処分を行った処分庁	決定
審査請求	行政処分を行った処分庁 <u>以外</u> の行政庁	裁決



(改正後)

	主な不服申立て先	最終的判断の用語
審査請求	「 <u>処分庁</u> 」及び「 <u>処分庁以外</u> の行政庁」	<u>裁決</u>

2 条例の一部改正関係

- (1) 愛知県情報公開審査会への諮問対象の拡大に伴う規定の整理（様式第10関係）

条例改正により、「開示請求に係る不作為（※）についての審査請求」が開示決定等（開示決定、一部開示決定又は不開示決定）についての審査請求と同様に、情報公開審査会への諮問の対象となることに伴い、開示決定等についての不服申立てを前提としていた「審査会諮問通知書」の様式を整理する。

※ 不作為…開示請求に対し、15日間等の決定期間内に何らの開示決定等も行わないこと

- (2) 引用する条例の条項ずれに伴う規定の整理（第8条第5項、第12条、様式第9及び様式第10関係）

条例第19条第2項 ⇒ 条例第19条第3項

条例第19条第3項 ⇒ 条例第19条第5項

第3 施行期日

平成28年4月1日

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤元英

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

様式第二中 「合都」を「合都」に、「合都」を「合都」に、「合都」を「合都」に改める。

様式第三中 「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「ご持参」を「持参」に、「合都」を「合都」に、「合都」を「合都」に改める。

「合都」を「合都」に、「合都」を「合都」に改める。

様式第四中 「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

様式第八中 「ご意見」を「御意見」に改める。

様式第九備考以外の部分中 「不服申立て」及び「異議申立て」を「審査請求」に、「第19条第3項」を「第19条第5項」に、「第19条第5項」に、「60日」を

「3箇月」に、「決定が」を「裁決が」に改め、同様式備考第二号中 「第19条第3項」を「第19条第5項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第十中

「開示決定等に対する不服申立て」

を

「審査請求」

に、

「第19条第2項」

を

「第19条第3項」

に、

「開示決定等に係る」

を

「審査請求に係る」

に、

「不服申立ての内容」

を

「審査請求の内容」

に

新

様式第2 (第4条関係)

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第17条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時	
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分	
担当課等	電話 内線		

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第2 (第4条関係)

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第17条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時	
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分	
担当課等	電話 内線		

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

行政文書一部開示決定通知書		
様	第 号 年 月 日	
	愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>		
行政文書の名称		
開示を実施する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担当課等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しくください。 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

行政文書一部開示決定通知書		
様	第 号 年 月 日	
	愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>		
行政文書の名称		
開示を実施する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担当課等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注 1 当日は、この通知書をご持参の上、上記の開示場所までお越しくください。 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第4（第4条関係）

行政文書不開示決定通知書		
	第 号	
	年 月 日	
様		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。</p>		
行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛知県教育委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の<u>審査請求</u>のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の<u>審査請求</u>をした場合は、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第4（第4条関係）

行政文書不開示決定通知書		
	第 号	
	年 月 日	
様		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。</p>		
行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛知県教育委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の<u>異議申立て</u>のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の<u>異議申立て</u>をした場合は、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第8（第8条関係）

意見照会書	
様	第 号 年 月 日
	愛知県教育委員会 印
愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のありました行政文書 第1項 に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第15条第2項の規定に 第2項 より通知します。	
本件開示請求に係る行政文書の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。	
開示請求に係る行政文書の表示	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る行政文書に記録 されているあなたに関する情報	
意見書の提出先（担当課等）	電話 内線
愛知県情報公開条例第15条第 2項第1号又は第2号の規定の 適用の区分及び当該規定を適用	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙 略

旧

様式第8（第8条関係）

意見照会書	
様	第 号 年 月 日
	愛知県教育委員会 印
愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のありました行政文書 第1項 に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第15条第2項の規定に 第2項 より通知します。	
本件開示請求に係る行政文書の開示についてご意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。	
開示請求に係る行政文書の表示	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る行政文書に記録 されているあなたに関する情報	
意見書の提出先（担当課等）	電話 内線
愛知県情報公開条例第15条第 2項第1号又は第2号の規定の 適用の区分及び当該規定を適用	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙 略

新

様式第9（第8条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

開示に反対する意見書の提出
年 月 日付けで審査請求のありました行政
開示に反対する意思の表示

文書について、次のとおりその 全部 を開示することとしましたので、
一部

愛知県情報公開条例第15条第3項 の規定に
愛知県情報公開条例第19条第5項において準用する同条例第15条第3項
より通知します。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定をした行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 愛知県情報公開条例第19条第5項において準用する同条例第15条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

旧

様式第9（第8条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

開示に反対する意見書の提出
年 月 日付けで不服申立てのありました行政
開示に反対する意思の表示

文書について、次のとおりその 全部 を開示することとしましたので、
一部

愛知県情報公開条例第15条第3項 の規定によ
愛知県情報公開条例第19条第3項において準用する同条例第15条第3項
より通知します。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定をした行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 愛知県情報公開条例第19条第3項において準用する同条例第15条第3項の規定により通知する場合は、異議申立て及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

新

様式第10（第12条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書	
第 号	年 月 日
様	愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けの<u>審査請求</u>については、次のとおり愛知県情報公開審査会に諮問しましたので、愛知県情報公開条例第19条第3項の規定により通知します。</p>	
<u>審査請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</u>	
<u>審査請求の内容</u>	
諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第10（第12条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書	
第 号	年 月 日
様	愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けの<u>開示決定等に対する不服申立て</u>については、次のとおり愛知県情報公開審査会に諮問しましたので、愛知県情報公開条例第19条第2項の規定により通知します。</p>	
<u>開示決定等に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</u>	
<u>不服申立ての内容</u>	
諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。